

令和3年（ワ）第28700号 生物学上の親調査義務確認等請求事件
原告 江藏 智
被告 東京都

原告第10準備書面

2024年3月8日

東京地方裁判所民事第16部乙B係 御中

原告代理人弁護士 海 渡 雄 一
同 弁護士 小 川 隆太郎
同復代理人弁護士 平 岡 秀 夫



標記事件について、原告は、以下のとおり弁論を準備する。

第1 墨田区個人情報保護条例16条1項について

1 墨田区個人情報保護条例16条1項の法的位置付けについて

本件で原告は、被告が、昭和33年4月10日頃に東京都立墨田産院において発生した原告と他の新生児との取り違え事件に関し、原告の生物学上の親ないし当該親が死亡している場合はその相続人を特定し（すなわち被告が訴外墨田区から本件戸籍受附帳に記載された情報を取得・分析し）【第1段階】、原告の生物学上の親等の可能性がある者の氏名・住所を調べ、その者に対して戸別訪問して聴き取り調査を実施した上で、当該親ないし当該相続人に対して当該親の生物学上の子が原告である可能性および原告が当該親ないし当該相続人に対して連絡の交換を希望していることを通知した上で、当該親ないし当該相続人において、原告と連絡先を交換することについての意思確認を行う【第2段階】こと（以下、第

1 段階と第 2 段階の調査を合わせて「本件調査」という。)を求めている。

この点に関して、墨田区個人情報保護条例 16 条 1 項は、「実施機関は、収集した保有個人情報について、利用目的の範囲を超えた当該実施機関以外のものに対する提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。」として、個人情報の外部提供について定める。

当該規定は、被告東京都の本件調査義務の直接の根拠となるものではないが、被告東京都から訴外墨田区に対して本件調査にあたって本件戸籍受付帳の提供について開示請求があれば、訴外墨田区が、当該規定に基づき同開示請求に対応することを法的に裏付ける傍証となる。

2 外部提供に関する墨田区からの回答について

原告は訴外において、訴外墨田区に対して質問をしたところ、甲 6 3 号証のとりの回答があった。訴外墨田区の回答は、墨田区個人情報保護条例 16 条 1 項に基づき被告東京都に対して外部提供することはできないというものであった。

一方、原告が訴外において、墨田区の元戸籍担当者に質問をしたところ、甲 6 4 号証のとおり、被告東京都が自らの業務遂行に必要であるとして開示請求をする場合は訴外墨田区において開示に応じることになるとの回答を得ている。当該担当者は現職の頃から原告が長年にわたって事情を説明してきた者であり、本件の事情を十分に認識した上で回答がなされたものである。

したがって、上記甲 6 3 号証における墨田区の回答は、被告東京都からの開示請求が、被告東京都が憲法 13 条、子どもの権利条約 7 条 1 項・8 条 1 項、及び自由権規約 2 条 3 項・17 条に基づく子の出自を知る権利ないし家庭生活の尊重を受ける権利の侵害から被害者を救済する義務の履行という被告都の公的業務を遂行するためになされたものであることを理解せずに行われたものであると考えられる。そのため後者の甲 6 4 号証の回答、すなわち被告東京都が自らの業務遂行に必要であるとして開示請求をする場合は訴外墨田区において本件戸籍受付帳

の開示に応じるものになるとする回答が正当なものと考えるべきである。

第2 本件調査における事実告知によって債務名義の当事者ではない第三者に対する新たな権利利益の侵害を生じさせるおそれがあるとの被告主張について

被告は、その準備書面(1)12頁において「本件の事情を説明すること自体が、取り違えの当事者であるかもしれないという事実を告知されることを望まぬ者に対する権利利益の侵害となることから、被告ではこれを実施することはできないし、民事執行法に基づく強制執行にも馴染まないというべきである。なお、本件の事情は、血縁可能性両親だけでなく、その子どもにとっても重要な事情であるから、両親にだけ説明をすればよいのか、その子どもにも同様に説明する必要があるのか問題となるが、そのような事実の告知を望むかどうかについて、両親と子どもでは異なる意向を持っている場合も当然に想定されるところ、例えば、事実の告示を望まない子の意向に反して、両親に対する事実の告示が行われ、第三者である子の権利利益が侵害されるおそれがあることは否定できない。」と主張する。しかし、その主張は、次の通り失当である。

意向調査において想定されるパターンは以下の4つである。

第1のパターンは、調査対象の親子の親も子も進んで本件調査に応じる場合であり、この場合は第三者に対する新たな権利利益の侵害は生じ得ない。

第2のパターンは、調査対象の親子の親も子も進んで調査に応じない場合であり、この場合もその時点で当該親子に対する調査は終了となるから、第三者に対する新たな権利利益の侵害は生じ得ない。

第3のパターンは、被告東京都が例示するように、調査対象の子の全部または一部の子が調査に応じないが、親が調査に応じる場合である。例えば、子が現在の戸籍上の親からの相続を希望する場合などが想定される。

もっとも、親子関係存否確認の訴えは判例上認められているところ(大判明33年4月17日民録6巻4号84頁、大判昭和9年1月23日民集13巻47頁等)、

親子関係存否確認の訴えにおいても本件調査と同様に、偽りの親子関係が露見する可能性がある。そもそも民法では、嫡出否認の訴えの出訴期間は「夫が子の出生を知った時から1年以内」と極めて限定的に定められており（民法777条）、民法制定時には親子関係の法的安定が重視されていたと思われる。しかしその後、上記判例のとおり、相続の場面等で血縁上の親子関係を明らかにすることの現実的な重要性に鑑み、明治時代の頃から親子関係存否の確認の訴えが認められるに至っており、利害関係を有する第三者が親子関係存否確認の訴えを提起することも認められるようになっている（大判昭和13年5月23日新聞4289号9頁等）。したがって、わが国の判例法理上、たとえ親子関係が安定していたとしても、血縁上の親子関係を明らかにし、血縁上の親子関係に基づいた法律関係に再構築することが優先されているものである。したがって、本件調査も、当該判例法理の趣旨を尊重し、血縁上の親子関係を調査し確認することを最優先課題として実施されるべきである。このような調査は、被害救済の方法として、わが国の法体系上、当然に認められるべきである。

また、あくまで血縁上という意味では、新生児取り違えの被害に遭っている親子関係は、たとえ親子関係が安定していたとしても、血縁上の関係の無い親子関係が客観的には存在し続けていたのであるから、血縁上の関係の無い親子関係が本件調査により当事者が認識するに至ったとしても、そのことをもって本件調査によって「新たに」権利侵害が生じたと捉えるのは当を得ない。

なお、血縁関係の無い親子関係だとしても、原告親子の場合と同様に、血縁関係が無いことが判明した後も、長年のうちに育まれた絆は残り、新たに養子縁組を結ぶなどして、その共同生活の平穏は保たれることも十分にありうる。

第4のパターンは、対象親子のうち子は調査に応じるが、親（特に母親）が調査に応じない場合である。この場合、親が、新生児取り違えとは異なる理由により、親が血縁上の親子関係が存在しないことを知っていることが想定される。例えば、母親が不貞相手の子を出産している場合、本件調査により当該不貞関係が露見する

可能性がある。

この場合も上記第3のパターンと同様に、偽りの家族関係よりも血縁上の親子関係を優先して保護するという法の趣旨に則っていることに加え、本件調査により「新たに」権利侵害が生じるものではない。

第3 被告東京都に対する求釈明

原告は、2019年6月8日、被告東京都の病院経営本部を訪れて、訴外墨田区の当時の戸籍受付帳を訴外墨田区から取り寄せて調べてほしいと要望したところ、被告東京都の担当者から、「訴外墨田区と検討した結果、都が墨田区から戸籍受付帳を入手する法的根拠が無い。」との結論に至った旨の説明を受けた。しかし一方で、原告が訴外墨田区の担当者と話したところ、訴外墨田区が被告東京都から本件について問合せを受けたことはない旨の説明を受けている。

そこで原告は、被告東京都に対して、これまで被告東京都が本件新生児取り違え事件に関して訴外墨田区に対して行った照会内容及び訴外墨田区からの回答内容を全て明らかにし、関連する文書全てを証拠として提出するよう求める。

以上